

研究成績報告書

(ふりがな) よしだ ともあき

氏名 吉田友明

現職(所属名、職名等) 横浜市立瀬谷中学校 教諭

修了又は卒業年月、専攻又は専修コース名

学校教育研究科 教科・領域教育専攻 社会系コース 平成7年3月修了

研究テーマ

経済格差と国際人権保障に関する教材開発

経済のグローバル化が進んでいる今日、富める「北」と貧しい「南」といったような、いわゆる「南北問題」がある。先進国と開発途上国との格差は、「北」側の「南」からの経済的な搾取によってさらに拡大し、開発途上国が経済的な自立を推進するには難しい世界的な社会構造が認められる。このような世界的な経済格差と貿易構造が生じているのが現状であるが、そのために子どもが教育を受ける機会を逸し、「児童労働」と呼ばれるような大人と同じような働き手になっている実情がある。子どもの健全な心身の発達を考えた場合、決して人権が保障されているとは言えない状況である。

世界の経済格差の表象を「児童労働」として捉え、現代社会における児童労働の実態、日本での児童労働の変遷を歴史的に明らかにしたうえで、国際社会からの子どもの人権保障に関するアプローチについて考察を行った。

このリサーチをもとに、「国際社会における子どもの人権」と題した単元を構成し、中学校社会科での授業実践を試み、生徒の社会認識について実証的な教育研究を推進した。

*以下の書類を添付し、研究報告とさせていただきます。

【リサーチ編】

- ・リサーチ「児童労働と子どもの人権」(要旨)

【実践編】

- ・中学校社会科「国際社会における子どもの人権」の指導計画および実践報告
- ・同 パワーポイント資料

リサーチ「児童労働と子どもの人権」（要旨）

1 児童労働の現実

児童労働は、現代の国際社会において深刻な問題であり、解決されなければならない喫緊の課題でもある。ILOの調査によれば、2012年現在で、約1億6800万人もの子どもが、児童労働に従事し、子どもの人権が守られていない状況にあると報告されている。それは、アジア・太平洋地域、サハラ以南のアフリカ、中東地域・北アフリカ、ラテンアメリカ、カリブ海諸国などの、主として開発途上国において顕在している。業種別に見れば、農林水産業が約60%で最も多く、サービス業が約30%（そのうち家事労働が7%）、工業・製造業が約7%を占めている。

2 リサーチの手法

このような児童労働の問題に対して、これまで「ニーズ・ベース・アプローチ」が取られてきた。その1つは、法制度の整備によって児童労働を禁止し、取り締まるアプローチである。またもう1つは、教育の普及によるアプローチである。子どもが学校に通うことによって、少なくとも学校に通っている間は労働ができなくなるといった考え方によるものである。ただし途上国においては、子どもが働くことに違和感をもたない傾向にあり、教育を受けることにより子どもの能力が高まり、教育が高い収益性を持つことへの認識はさほど高いようには思われない。それを補完するようにした新しい方法が「権利ベース・アプローチ」である。子どもを権利の主体者として捉え、子どもが権利意識を持ち、権利を主張する力をつけ、子どもの権利保障に関係のある全ての人を責務履行者として、人的・資金的資源を注ぐアプローチである。児童労働問題における権利保有者は子どもであり、責務履行者は、親や地域住民、政府、自治体、NGO/NPOのような市民団体、国際連合などの国際組織等、すべての大人がそれにあたるとする。本研究においては、この「権利ベース・アプローチ」で児童労働の問題を考察する。

3 日本における児童労働問題

児童労働について、現在の日本の場合を考えれば、「児童労働は統計的には存在しない」といった結論となる。しかし、日本が近代国家への道を歩んだ産業革命期（明治期）にお

いて、多くの子どもが働くといった歴史的な事実があったのである。マッチ製造や段通製造において、児童労働の顕著な様相が見られた。また製糸産業、紡績産業において女工が過酷な労働を強いられたことや、硝子産業、鉄工産業、印刷産業においては、男児の児童労働が多く存在したことが認められている。1911年に工場法が制定され、その規制によって新規の児童労働は行われなくなっていたが、従来からの児童労働は依然として継続されていた。そして、昭和期の高度経済成長とともに、日本国民の生活水準は向上し、教育の普及と相俟って児童労働は減少するに至った。

戦後、日本国憲法の下、新たな人権規定が示され、子どもの人権に関する規定も認められるものとなった。子どもの場合であっても、基本的人権を有し（11条）、個人として尊重され、幸福追求の権利を有し（13条）、法の下の平等であり、差別を受けない（14条）ことが当然のこととして基盤に据えられた。それらの基本的人権を享有する上に、特に社会的基本権である生存権（25条）、教育権・学習権（26条）、労働権（27条）を中心として、社会的・公的な生活保障の法制度が構成されている。児童労働に関して取り上げれば、第27条3項に「児童は、これを酷使してはならない」と規定され、児童酷使の禁止が謳わされた。下位法として、1947年には教育基本法と児童福祉法が制定され、子どもの教育と福祉に関する基本的な方向が打ち出された。また、労働基準法では年少者のについての保護規定が示された。幸福を追求するための「自己決定権」と、健康的に成長するための「発達権」が、子どもの人権の中核に位置するものと考えられ、その実現が図られなければならない。極論すれば、子どもの人権を守るということは、自己決定権と発達権を保障することにある。

4 国際社会からのアプローチ

国際社会からのアプローチとしては、国際連合の専門機関である国際労働機関（ILO）が1919年に発足し、その当初、工業分野における最低就業年齢を国際基準として定めたこと（第5号条約）が、児童労働撤廃の端を発している。その後、工業分野に限らず、あらゆる業種に最低就業年齢が適用され、1973年に「就業が認められるための最低年齢に関する条約」；略称「最低年齢条約（第138号）」に至り、1976年6月に発効している。これによつて、就業の最低年齢を義務教育終了年齢と定め、いかなる場合も15歳を下回ってはな

らないものとされた（ただし開発途上国のは、さしあたり 14 歳とすることも認められる）。さらに、18 歳未満の児童による最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃を確保するための即時の効果的な措置を求める規定が考えられた。「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約」；略称「最悪の形態の児童労働条約（第 182 号）」が 1999 年に採択され、2000 年 11 月に発効している。これらの条約は、ILO の基幹となる 8 条に含まれ、中核的な労働基準として認められている。2012 年の時点で、第 138 号条約には 166 カ国が、第 182 号条約には 179 カ国が批准し国際基準としての大きな意味を持つものとなっている。国際基準を設定する一方で、ILO はその実現を具体化する実践活動を行ってきてている。それが児童労働撤廃国際計画（IPEC）である。IPEC の受益国・地域は、96 カ国に及び、その成果も大きなものとなっている。インドのアーンドラ・プラデーシュ州の農村部での事例から見られるように（第 4 章 1 節）、政府などの行政機関ばかりでなく、地域社会・市民社会が支え、住民レベルでの行動が実施されたことが、意義ある成果につながっている。

ILO の国際基準の設定や取り組みと同時に、権利ベースでの子どもの人権を規定するものに「子どもの権利条約」がある。全文と本文 54 条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現するために必要となる具体的な事項を規定している。1989 年 11 月に採択され、1990 年 9 月に発効している。2014 年 12 月現在、署名国・地域数は 140、締約国・地域数 194 となっており、国際条約の中でも、最も批准国・地域が多いものとなっている。18 歳未満の者を「子ども」と定義し、子どもを保護の対象としてではなく、権利の主体として捉えている点に特色がある。国際人権規約の社会権規約（A 規約）と自由権規約（B 規約）が定める基本的人権を、その生存、成長、発達の過程で特別な保護と援助を必要とする子どもの視点から詳述している。特にその意義が認められるのは、子どもの健康と教育を包摂する概念としての「発達権」と、幸福追求のための「自己決定権」が保障されている点が考えられる。児童労働の撤廃を検討する際に、子どもの人権の実現を権利ベースとして捉える重要な国際条約である。

5 児童労働に撤廃に向けた未来展望 一児童労働に対する教育の役割一

無償で質の良い教育が、児童労働を撤廃させ、貧困の悪循環を断つ推進力となることが、

児童労働撤廃国際計画（IPEC）での経験から提起されている。「万人のための教育」（Education for All；略称「EFA」）の実現が1990年のジョムティエン世界会議において採択され、2015年までに万人のための普遍的な初等教育を実現することが目標として示された。2000年4月には、ダカールにおける世界教育フォーラムでの具体的行動計画は、UNESCOの推進により2015年までに普遍的な初等教育を実現することが提唱されている（ダカール行動枠組み）。

IPECは教育システムの保障とともに、貧困家庭への所得補助と子どもの学校登録が児童労働の撤廃となることを示している。例えば、ブラジルでは、1995年より政府による連邦奨学金プログラムが所得補助プログラムとして実施され、義務教育年齢（6～15歳）の子どもがいる家庭に最低限の収入を保証することが行われている。その家庭で就学年齢にあるすべての子どもが、1ヶ月の授業の90%以上出席することが給付の条件とされている。教育システムの整備と貧困家庭への所得補助に加えて、教育に対する親と子どもの態度、並びに教育と子どもの将来をどのように関連付けていくかも、児童労働の撤廃にかかわってくるものと考えられる。今後は、さらに「万人のための教育」の施策が推進されることが、重要な課題となる。

日本においては、児童労働は深刻な問題として捉えられていないように思われるが、経済のグローバル化が進展する現在において、地球市民としてこの問題とつながりがあることは否定できない。地球市民の国際協力のあり方としては、NGO/NPOによる市民社会の力が、児童労働廃絶に向けた大きな力となる。政府とNGO/NPO、国際機関とNGO/NPO、企業とNGO/NPOの協働、あるいは複合三者による協働といったように、実践する市民の力をどのように活かしていくかは、これからの中未来展望を考える重要な手法となる。その政策的な模索とリサーチが、児童労働に関する課題解決をさらに推進させていくものと考えられる。

6 今後の課題

本研究では児童労働の問題を提起として、権利ベースでその解決の方策を捉え、子どもの人権の視点から規定内容や実践活動の展開をみてきた。その考察において、日本国内の憲法をはじめとする法規定や、国際条約での基準をもとに、子どもの発達権や自己決定権

の重要性を取り上げ、規定内容の性格をみてきたが、それらの法理や概念については十分に検討されるものとはならなかった。また児童労働撤廃に向けた実践活動の考察において、政府やN G O／N P O、市民活動について見ることができたが、企業の社会的責任や、今日的な課題とされる社会的価値については検討されるに至らなかった。これらについては、今後の研究的課題としている。

国際社会における子どもの人権

実践場所	横浜市立瀬谷中学校	教室	実践者	吉田 友明
対象	中学3年生	時間数		3時間
実践教科	社会科	実践分野		公民的分野
ねらい	○人権の保障は国内だけでなく、国際的な課題であることを子どもの人権を通して理解する。 ○タンザニアでの働く子どもの様子から、開発途上国の経済や教育の実情を理解し、人権保障と国際協力の見方が深められるようにする。			
実践内容	<p>回</p> <p>プログラム</p> <p>備考</p>	<p>1</p> <p>【世界の子どもの人権問題を知る】 ・アフリカでの少年兵 ・アジアでの商業的性的搾取の問題 <映像資料></p> <p>【国際的な人権保障】 ・世界人権宣言～国際人権規約（A規約・B規約）～子どもの権利条約の流れと内容をつかみ、表にして整理する。</p> <p>2・3</p> <p>【子どもの権利条約の理解】 ・子どもの権利条約の条文と写真とを照合させるグループワーク（4人）<フォトランゲージ></p> <p>【タンザニアでの子どもの労働を考える】 ・レンガ造りの働く子どもの様子からタンザニアの実情を理解する。<写真・映像資料></p> <p>【タンザニアの教育制度】 ・タンザニアの国民総所得と教育制度を知り、日本との違いから、開発途上国の厳しい現実を理解する。 ・義務教育の中で進級のための学力試験があり、その達成度が教育の機会と進路にかかわることを理解する。</p> <p><説明資料></p> <p>【タンザニアの子どもの幸せと人権を考える】 ・タンザニアで働く子どもの幸せを考えるとき、子どもの権利条約で大切にしたい条文を選ぶ。 →グループ、さらにクラス全体で考えを共有する</p> <p><ワークシート></p>	<p>UNICEF映像 『子どもと武力戦争—世界から子どもの兵士をなくそう—』 『子どもの権利を買わないで—ブンとミーチャのものがたり—』</p>  <p>13歳の働く少年 (レンガ造り)</p>  <p>(水を売り歩く少年)</p>	
成 果	世界の子どもの人権問題を見つめる中から、タンザニアを一つの事例として開発途上国に生きる子どもたちの境遇を理解し、共に生きる国際社会の見方につなげられることができた。日本の中学生にとって、情意面で自分自身の生き方にも感じるものが得られた。			
課題	世界の子どもの現実を理解することができたが、まだまだ自分とは別世界での出来事といった感じ方も見受けられる。先進国と開発途上国といった二分化してしまうような資料の提示の仕方を克服できる工夫が必要と思われる。			
備考	この授業実践後、3年生にとって進路を決定する時期となり、自分自身の進路選択を考えるにあたり、教育機会の大切さを見直す契機となった。			

[授業実践の詳細]

1 時限目「世界の子どもたちの現実と人権条約【国際的な人権課題】」

1 子どもの活動の流れ

① 世界の子どもの人権問題を知る

事例1 アフリカでの少年兵 <教材1>

事例2 アジアでの商業的性的搾取 <教材2>

② 子どもの人権問題についての受け止め

2つの事例から何を感じたかを記述し、人権問題に関する関心を高める。

③ 国際的な人権保障を調べる

国際条約の歴史的展開について調べ、表にまとめる。

・世界人権宣言

・国連児童基金(UNICEF)の設立

・国際人権規約 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(A規約)

市民的及び政治的権利に関する国際規約(B規約)

・子どもの権利条約

この時限のねらい

○人権の保障は国内だけでなく、国際的な課題であることを子どもの人権を通して理解する。

○国際的な機関や条約により、人権保障に関する拡充が進んでいることを理解する。

2 子どもの活動の成果・反応

◇日本の中学生と同世代、あるいは年下の子どもたちが、人権を侵害されている事実を知り、かなり心情面で揺さぶられた。世界のなかでは、ショッキングな境遇に置かれている子どもたちの様子があり、そのような状況から保護するために国際人権条約が定められていった経緯の理解につながった。

3 使用した教材

<教材1>

DVD『子どもと武力戦争—世界から子どもの兵士をなくそう—』

30万人もの子どもたちが兵士として武力紛争にかりだされ、体や心に傷を負っている。こうした子どもたちの状況を伝え、子どもたちが武力紛争に巻きこまれないためにできることを呼びかけるストーリー。
(1999年 UNICEF制作)

<教材2>

DVD『子どもの権利を買わないで—プンとミーチャのものがたり—』

山村に住んでいた女の子プンは都会に働きに出かけ、「もっとお金になる仕事を紹介してやろう」と言わ
れ、何も知らずに売春宿に連れて行かれてしまうストーリー。子どもの商業的性的搾取に関する問題を
取り上げたアニメ作品。(2001年 UNICEF制作)

2・3 時限目「タンザニアの子どもの人権と幸せについて考えよう！【国際人権保障】」

1 子どもの活動の流れ

- ① 子どもの権利条約の内容理解
 - ・子どもの権利条約の条文と写真とを照合させるグループワーク ……フォトランゲージ <教材3>
- ② タンザニアの子どもの労働
 - ・写真と映像からタンザニアで働く子どもの実態をつかむ。<教材4>
- ③ タンザニアの経済事情と教育制度についての理解
 - ・タンザニアの教育制度、経済状況の説明を聴き、日本の様子と比べながら開発途上国の実情を理解する。<教材5>
- ④ タンザニアの子どもの幸せを考える
 - ・タンザニアの子どもの幸せを考えたとき、大切にしたい子どもの権利条約の条項を3つ選び、ワークシートに記入する。<教材5>
- ⑤ 子どもの権利についての意見を共有する
 - ・個人で選んだ3つの条文を、さらにグループで話し合って3つを選ぶ。
 - ・各グループの選んだ条文とその理由を発表し、クラス全体で共有する。

この時限のねらい

- 子どもの権利条約の内容を理解し、国際的な人権規定であることがわかる。
- タンザニアでの働く子どもの様子から、開発途上国の経済や教育の実情を理解し、人権保障と国際協力の見方が深められるようにする。

2 子どもの活動の成果・反応

- ◇ タンザニアの働く子どもの様子には、写真を見ただけでは、自分たちに経験のないことのためか、なかなか理解しにくい様子であったが、映像を見せたことで「レンガ造り」に気づくことができた。
- ◇ タンザニアの教育制度では、義務教育の途中で国家試験(学力試験)に通らないと進級できないことに、日本の自分たちは境遇が異なり、厳しい面があることを理解できた。
- ◇ 開発途上にある国で暮らす子どもたちの幸せを考えたとき、国際的な見方で人権保障について考えを深められた。

3 使用した教材

<教材3> 子どもの権利条約フォトランゲージ（セーブ ザ チルドレン ジャパン 作成）

<教材4> タンザニアで働く子どもの写真、映像（授業者が現地で撮影）



<教材5> 子どもの権利条約の条文(簡約版) プリント（授業者が作成）

<教材6> タンザニアの教育制度についての説明プリント&ワークシート（授業者が作成）

社会科ワークシート

3年 組 番(名前)

■タンザニアの教育制度

	学校段階	日本で言うと	年数	年齢	科目
	エレメンタリースクール	幼稚園	2年	5~6歳	
【義務教育】 2002年に 無償化	プライマリースクール	小学校	7年	7~13歳	スワヒリ語、英語、算数、理科、ライフスキル、宗教、歴史、地理、公民 [選択] IT(情報)、フランス語
	セカンダリースクール (オーディナリーレベル)	中学校	4年	14~17歳	スワヒリ語、英語、数学、物理、化学、生物、公民、歴史、地理
	セカンダリースクール (アドバンスレベル)	高校	2年	18~19歳	スワヒリ語、英語、数学、物理、化学、生物、公民、歴史、地理
	カレッジ ディプロマ、デグリー	大学	2~4年	20歳~	(専門の科目)

* 学校で使われる言葉 → 小学校:スワヒリ語、中学校～大学:英語

* 国家試験 スタンダード4(小学校4年) → 合格すると、スタンダード5(小学校5年)に進級
スタンダード7(小学校7年) → 合格すると、中学校に進学

フォーム2(中学校2年) → 合格すると、フォーム3(中学校3年)に進級

フォーム4(中学校4年) → 合格すると、高校に進学

フォーム6(高校2年) → 合格すると、大学に進学

・国家試験に合格すれば、進級できる。合格できないと、実際には学校での学ぶ機会を終えることになる。

■タンザニアの子どもに大切にしたい条文

【子どもの権利条約】

大切にしたい条文	理由
[第 条]	
[第 条]	
[第 条]	

■ 全体を通して

1 授業の様子



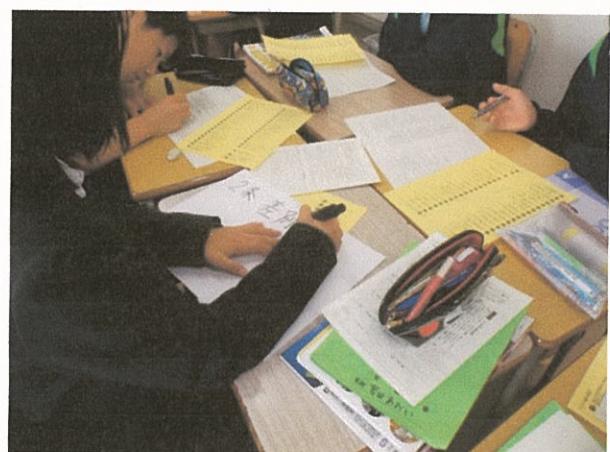
<写真1> 子どもの権利条約の条文と 写真を
照合するグループワーク



<写真2> タンザニアで働く子どもについての説明



<写真3>タンザニアの子どもにとって大切に
したい権利を考えて書く様子



<写真4> グループで話し合って大切にしたい
権利を3つにまとめる作業

2 参考文献・資料

- 1) 永井憲一編『子どもの権利条約の研究』1992 法政大学出版局
- 2) 波多野 里望『児童の権利条約』1994 有斐閣
- 3) 広沢 明『憲法と子どもの権利条約』1993 エイデル研究所
- 4) JICAタンザニア事務所 TANZANIA EDUCATION SECTOR —EXPLANATION IS MAINLY ABOUT TANZANIA MAINLAND— 2013
- 5) CIVICS FOR SECONDARY SCHOOLS STUDENT'S BOOK1(Richerd R. F. Mbalase, 2013) タンザニアの中学生向け教科書
- 6) CIVICS FOR SECONDARY SCHOOLS STUDENT'S BOOK2(Richerd R. F. Mbalase, 2013) タンザニアの中学生向け教科書

中学3年 社会科(公民的分野) 実践授業

「国際社会における子どもの人権」

横浜市立瀬谷中学校 吉田 友明

単元構成（3時間扱い）

【第1時】

- 1 世界の子どもの人権問題を知る
- 2 國際的な人権保障を調べる

【第2・3時間】

- 3 子どもの権利条約の理解
- 4 タンザニアでの子どもの労働を考える
- 5 タンザニアの教育制度を知る
- 6 タンザニアでの子どもの幸せと人権を考える

1 世界の子どもの人権問題を知る

* 事例1 アフリカの少年兵

『子どもと武力紛争—世界から子どもの兵士をなくそう—』
現在でも世界各ででは宗教や民族の対立から武力紛争が続いている。
30万人もの子どもが兵士として武力紛争に巻き込まれ、体や心に深い傷
を負っている。こうした子どもたちの状況を伝える。(1999年ユニセフ制作)

* 事例2 アジアでの商業的性的搾取の問題

『子どもの権利を買わないで—ブンとミーチャのものがたり—』
山村に住んでいた女の子ブンは都会に働きにでかけ、「もっとお金になる
仕事を紹介してやろう」と言われ、何も知らずに売春宿に連れていかれて
しまう。そこでブンを待ち受けっていたのは…。(2001年ユニセフ制作)

1 世界の子どもの人権問題を知る

- * 子供は、体も心もまだ成長途中で、様々な可能性があるのに、そういう子供達を戦争に出すのは、体も危ないし、人を傷つけることには罪悪感がなくなってしまうからよくないと思う。大人もそんなことさせて平気でいられるから不思議だ。
- * 一番いいのは自分の家族と一緒にぐらすことだけど、それができない子にとっては、こういう施設はとてもいいと思う。児童買春なんて日本では考えられないけど、他の国や昔はこういうことがあったと考えるとともに心配だし、世界中の人にこういう事を知ってもらうのは大切だと思う。(S.N)

1 世界の子どもの人権問題を知る

- * 18歳未満の子どもの兵士が30万人いるなんて、ほんと最低だと思う！ 子どもは、ほんと戦争の道具なんかじゃないんだから、道具あつかいしてるなんて、ひどすぎる！ だから早く18歳以上しか兵士になれないという条約を1日でも早くつくってほしいと思います。それと、兵士だった子どもをたくさん保護をして、悲しく危険な事をする子どもを1人でも多く減らしていくってほしいと思いました。私は今、学校に通い、受験に向かい勉強ばかりで、いやだって思つたけど、こういう人もいるんだ！って思つて、学校に通い、勉強できる事をありがたく思つたと思います。(M.T)

1 世界の子どもの人権問題を知る

- * 子どもが兵士にとられたり、殺されたりするなんて、信じられません。麻薬を使って怖さをまひさせるなんて本当にどうかしていると思います。でも、その「どうかしている」ことが本当に起こっているので、本当にくやしいです。
- * 子どもの人権が売買されているなんて知りませんでした。絶対に、何があってもしてはいけないことだと思います。このことを防ぐためにどうすればいいのでしょうか。本気で考えていくたいと思います。(Y.O)

1 世界の子どもの人権問題を知る

* 自分が、今安全な所で生活をすることが出来ていて、毎日当たり前のように学校にこれていることが、どれほど幸せなことなのかをあらためて実感しました。ブンやミーシャのような被害に遭ってしまう子ども達をなくす為にはどうすればいいのか、自分には何ができるのかをよく考えさせられました。これから、何ができるかを考えながら日々生活していきたいと思います。(S.S)

1 世界の子どもの人権問題を知る

* 戦争や紛争など、大人が勝手に始めたことに、子供を巻きこんで命の危険にさらしていることは、とてもゆるされることではないと思った。自分と同年代が、それより小さい子供が、戦場について、人を殺して、「國のため」などといっていることが信じられないし、信じたくもないが、それは、事実なので、自分にできることをして、少しだけでも子供の兵士が減ればいいと思う。(Y.A)

1 世界の子どもの人権問題を知る

* 世界には、やりたくないでも兵士になり、人を撃たなければいけない子どもがいてほんとうに残ごくだと思った。それに、それが普通のことになっちゃうなんて恐ろしいと思った。
* 子どもをだましてまで働かせて辛い思いをさせるなんてほんとにひどい。今は、辛いことを話してみんなの助けになっている人は、ほんとにすごいと思うし、とっても尊敬する！！(H.H)

2 国際的な人権保障を調べる

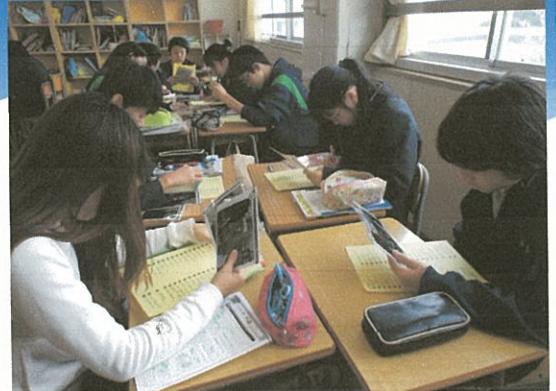
- * 国際人権条約の歴史的展開
 - (1) **世界人権宣言**〔1948年国連採択〕
 - (2) **国際人権規約**〔1966年国連採択 1976年発効〕
・経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約
(A規約 / 社会権規約)
 - ・市民的及び政治的権利に関する国際規約
(B規約 / 自由権規約)
 - (3) **子どもの権利条約**〔1989年国連採択 1990年発効〕

3 子どもの権利条約の理解 [フォトランゲージ] その1



3 子どもの権利条約の理解 [フォトランゲージ] その2





3 子どもの権利条約の理解



4 タンザニアでの子どもの労働を考える

「この写真の子どもは、
いったい何をしてい
るところでしょうか？」



4 タンザニアでの子どもの労働を考える 〔動画〕



4 タンザニアでの子どもの労働を考える



4 タンザニアでの子どもの労働を考える



4 タンザニアでの子どもの労働を考える



4 タンザニアでの子どもの労働を考える



タンザニアの経済状況

1人あたりの国民総所得(ドル) 2008年

日本	タンザニア
38,210 ドル	440 ドル

※ 地図帳 世界の統計ページで調べる

タンザニアの経済状況

1人あたりの国民総所得(円) 2008年

日本	タンザニア
3,821,000 円	44,000 円

※ 1ドル=100円 として計算
※ $3821000 \div 44000 = 86.84\cdots$

5 タンザニアの教育制度を知る



6 タンザニアでの子どもの幸せと人権を考える

「タンザニアで働く子どもの
幸せを考えるとき、大切に
したい(子どもの権利条約
の)条文は何ですか?」

※ 全46条から3つを選び、ワークシートに記入

6 タンザニアでの子どもの幸せと人権を考える

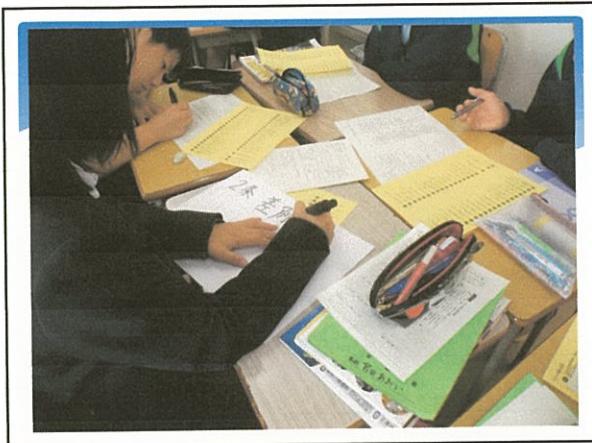


6 タンザニアでの子どもの幸せと人権を考える

「グループで話し合って、
さらに3つを選びなさい」

※ 各自分が選んだ条文をもとに3つを選び、画用紙に記入





6 タンザニアでの子どもの幸せと人権を考える

【タンザニアの子どもに大切にしたい文句】	【子どもの権利条約】
大切にしたい文句	尊重
【第二回】 子どもは誰かといふ場合には、 必ずこの二つの子どもを愛する 権利を持っています。	子どもが働いている状況をタクソニ ^ム してしまないと、小さな子どもがやること がござらうとの権利を保障する 権利を持たせたから。
【第三回】 子どもはみんな同じように教育を 受ける権利を持っています。	私生か平等に教育を受けたこと がアルカンサス州展開など 様々な面で実に立つと認められ ます。
【第四回】 子どもは子どもの権利条約を行ふ 権利を持っています。	この子どもの権利条約をターゲ ^ト として生活に因っている子ども がいるところによく、ヨガをしたり 運動をするなどして、子供の権利を保 護する活動がなされています。

6 タンザニアでの子どもの幸せと人権を考える

■タンザニアの子どもに大切にしたい条文	【子どもの権利条約】
大切にしたい条文	題 由
【第28条】 子どもは、人権に関するすべての教育を受ける権利を持っています。	・タニアニアの子どもは、国家試験に合格して就職版で就職するための国家試験を大切にしておいでないといふ見方にあります。
【第26条】 子どもは、生活が難しい場合に、国、団体からの資金などのサポートを受ける権利を持っています。	・タニアニアの子供たちは、困るときに、援助をしていて大変だ。しかし、親切な人々の大事なと思われる、想いやりのある大學生たちもいます。
【第44条】 子どもは、子どもの権利条約を知る権利を持っています。	・タニアニアの子供達が、子どもの権利条約を知りて、日々は行動力が出来ますようにすればいいと思う。だから

6 タンザニアでの子どもの幸せと人権を考える

■タンザニアの子どもに大切にしたい条文	【子どもの権利条約】
大切にしたい条文	序　言
【第28条】教育への権利	どの国であっても、どんぐる環境であっても、子どもには同じようく教育を受けられる権利を有しています。
子生はみんな同じように教育を受けられる権利を持っています。	どの国であっても、どんぐる環境であっても、子どもには同じようく教育を受けられる権利が有り、いつでもいきやすい環境であります。
【第30条】先住民の文化への権利	自らの文化を尊重すること、家族や信教権があることを尊重して、多様な文化が保たれること、このこと、尊重されるべきことと思ふから。
子どもは少数民族であり、自分たちの文化を守り、家庭を守り、自分たちの権利を守りたいです。	日本では高齢性に対する権利が少なかったり、介護の問題で困る事が多いと認識するので、非常に大事だな、これが一番困ると思ったのが。
【第32条】精神的健康の権利	かうの、精神の、
我達は心と体によく、過度な仕事や教育を受けたくないから、仕事や学習の量を減らす権利を持つよう。	日本では高齢性に対する権利が少なかったり、介護の問題で困る事が多いと認識するので、非常に大事だな、これが一番困ると思ったのが。

6 タンザニアでの子どもの幸せと人権を考える

【子どもの権利条約】	【子どもの権利条約】
大好きしたいと/or	児童
(第 24 条)	子供たちはいつでも 健康でいるために、医療、保健サービスを受けける権利があります。
(第 28 条)	子供たちは安全な環境における、教育を受けける権利を持っています。
(第 31 条)	子供たちは保護する親たちの同意なしに、また大人との文化、芸術活動に参加する権利を持っています。

